21651	ＳＤＳスミチオンダコニール粉剤ＤＬ	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
21653	協友ベフラン液剤２５	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園孝雄
23047	ワンクロスＷＧ	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　田中健一

平成30年２月23日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
2122	ネオエステリン	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智
15000	バシレックス水和剤	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一

平成30年２月25日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21017	ビルダープリンスグレータム粒剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　Meiji Seika ファルマ株式会社　代表取締役社長　小林大吉郎
21018	ホクコービルダープリンスグレータム粒剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
21020	ビオネクト	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
21023	デラウス顆粒水和剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
21024	アチーブスタークル粉剤ＤＬ	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
21025	ホクコーラブサイドスタークル粉剤ＤＬ	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
21027	ビームスタークル粉剤５ＤＬ	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智

平成30年２月26日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
19557	南海クロールピクリン	大阪市西区南堀江一丁目12番19号　南海化学株式会社　代表取締役　菅野秀夫

平成30年２月27日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23048	ダブルショットＡ１８	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23049	ダブルショットＡ２１	〃
23050	ダブルショットＡ２５	〃
23051	ダブルショットＡ２７	〃
23052	ダブルショットＡ２０Ｓ	〃
23053	ダブルショットＡ２０Ｗ	〃

平成30年２月28日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
6004	ジベレリン明治	東京都中央区京橋二丁目４番16号　Meiji Seika ファルマ株式会社　代表取締役社長　小林大吉郎
6005	ジベレリン明治液剤	〃
6006	ジベレリン協和液剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
6007	ジベレリン協和粉末	〃
12838	カーブ水和剤	東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・アグロサイエンス日本株式会社　代表取締役　栗田道郎
12844	マイリノー	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　友井洋介
12863	軍配印粒状石灰窒素５５	東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号　デンカ株式会社　代表取締役社長　山本学
12864	カルメート６０	〃

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二項の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成三十年二月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

平成29年12月26日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20024	シプロコナゾールくん　アルトくん煙剤	煙剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　的場稔

○国土交通省告示第百八十五号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件

一　一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百九十四日	十二回
戸田競走場	百九十二日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十六日	十二回
多摩川競走場	百八十三日	二十四回
浜名湖競走場	二百日	十二回
蒲郡競走場	百九十二日	十二回
常滑競走場	二百日	二十四回
津競走場	百九十二日	十二回
三国競走場	百九十二日	十二回
琵琶湖競走場	百八十六日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百八十六日	二十四回
鳴門競走場	百八十日	二十四回
丸亀競走場	百九十八日	二十四回
児島競走場	百九十八日	二十四回
宮島競走場	百九十八日	十二回
徳山競走場	百九十八日	十二回